

(質問)

ボランティアとして活動中に事故にあった場合、どうなるのか。

(回答)

ボランティア活動への参加は自己責任が原則です。活動に参加するときは、万一の事故やけがに備え、「ボランティア活動保険」に加入しておく必要があります。

「ボランティア活動保険」は、活動中のボランティア自身のけが（傷害事故）、他人にけがをさせてしまった・他人のものを壊してしまった（賠償事故）などを幅広く保障します。

加入できる方 ボランティア個人またはグループ
(社会福祉協議会に登録、または委嘱されていることが必要です)
特定非営利活動法人 (NPO)

補償の対象となる方 ボランティア個人
ボランティアの監督義務者
NPO法人 (賠償事故のみ)

補償期間 1年間

掛金 基本プラン年間300円～

問い合わせ・加入手続き等
最寄りの市町村社会福祉協議会

(問い合わせ先)

連絡先	山梨県企画部県民生活課	総務部消防防災課	福祉保健部福祉保健総務課
担当	ボランティア・NPO担当	防災対策担当	福祉企画担当
電話	055-223-1351	055-223-1432	055-223-1443
FAX	055-223-1354	055-223-1439	055-223-1447
E-mail	kenmin-skt@pref.yamanashi.jp		
ホームページ	http://www.pref.yamanashi.jp		